

日本の犬猫の殺処分数をゼロにするにはどうしたらいいか

序論

第1節 研究の動機・目的

私の家で飼っている猫は動物愛護団体から譲り受けた猫だ。引き取りに行った動物愛護団体の施設が小学生でも見てわかるほど困窮していたことが衝撃的だったため、日本の動物愛護の現状を知りたいと思った。調べた結果、日本の犬猫の殺処分数が高いと分かったため、犬猫の殺処分数を限りなくゼロにし、殺処分される犬猫を救うことを目的としてこの論文を執筆する。

第2節 研究方法

犬猫を対象にし、殺処分が行われている原因を解明し、その解決策を考える。海外の政策や実例を AWGs や TIERHEIM のサイトをもとにして調査し、また日本で現在行われている政策について環境省のホームページなどを参考にし、改善策や新たな方法を考える。

第3節 先行して得た背景知識

日本の犬猫の殺処分数は世界的に見ても多い傾向にあり、令和 5 年度は年間で約 9000 体が殺処分されている。内訳は犬が約 2,000 頭、猫は約 7,000 頭だ。これは引き取られた日本の犬猫の中で犬は 10%、猫は 30%が殺処分されていることになる（図 1）。

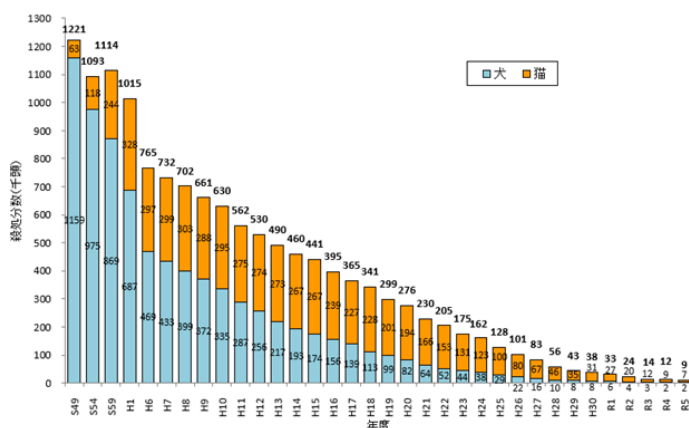


図 1 全国の犬猫殺処分の推移

【環境省 HP「動物の愛護と適切な管理 犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況」より引用】

アメリカでは毎年約 630 万匹の犬猫がシェルターに収容され、そのうち約 92 万匹が殺処分されている。これは、シェルターに収容される犬猫の約 14.6%に相当する。日本とは根本的な数が異なるため比較しづらいが、パーセントで見ると割合は少ないことがわかる。

一方で、昭和 49 年度（1974 年）は全体で 122 万頭が殺処分されていたが、令和 5 年度（2023 年）は約 9,000 頭が殺処分されている。

全体的に殺処分数が減った要因は、動物愛護管理法などの法の整備、行政と愛護団体が連携した活動の増加、飼い主の意識改善の増加があげられる。

また、S49 は犬の割合が多いが R5 は猫の割合のほうが多いことがわかる。さらに、処分された犬猫のうち野良（所有者不明）の割合が最も大きいというデータもある（図 2）。

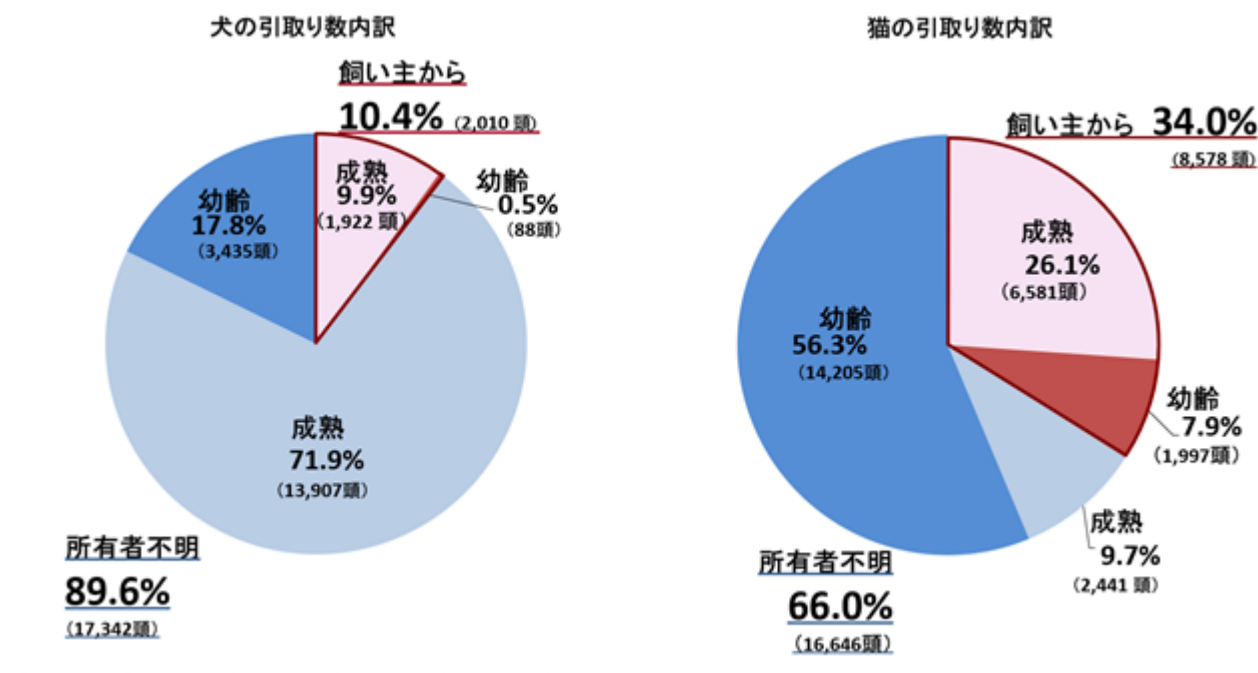


図 2 犬猫の引き取り数

【環境省 HP「動物の愛護と適切な管理 犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況」より引用】

猫の殺処分数が多い理由に「猫のほうが繁殖しやすい」、「飼い主の飼育放棄の増加」がある。個体差はあるが、犬は一度の出産で産まれる子犬の数が 2～8 頭、猫は 2～6 頭程度だ。だが、年間の出産回数は犬が 2 回程度、猫は 2～4 回程度であり、長い目で見ると猫のほうが繁殖しやすいということがわかる。

また、現在の犬猫の殺処分の原因は、「人に対して危害を加えた」、「飼える環境でなくなった」、「ペットショップで売れなくなった」、「保健所などの施設の収容数の限界」など様々だ。今現在の殺処分数は猫の方が多いため、本論では猫の殺処分数を重点的に改善する方向で解決策を考える。その解決策に「野良猫の数を減らす」、「保健所などの施設の整備」、「悪質ブリーダーの規制強化」、「地域社会全体での取り組みの増強」があげられ、本論ではどれが有効かを検討する。

本論

第1章 野良猫の数を減らすには

第1節 日本の現状

序章第3節より、日本の犬猫の殺処分数少ないが他国に比べて殺処分率が高い。殺処分における野良の犬猫は犬で17000頭、猫で16000頭となり、66%から89.6%とかなり多いことがわかる。したがって、引き取り数の多くを占める野良の数を減らすことで殺処分数を減らすことができるといえる。その具体策について、現在行われている取り組みをもとに検討する。そのため、ドイツはティアハイムという動物保護団体の方針「殺処分0」に取り組み、実際に殺処分数0を達成し継続しているため、政策などを参考に殺処分数を減らす解決策を考案する。ドイツと日本は共通点が多く、人口密度はドイツで237人/km²、日本は338人/km²、ドイツと日本の一軒家の割合はドイツで50%程度、日本は60%程度で、ほかにも先進工業国、少子高齢化、ルールや秩序を重んじる国民性、治安が比較的良い、などの社会基盤が日本とよく似ているため、ドイツの政策を中心に解決策を提案する。

現在日本では様々な地域で野良猫に対する取り組みが行われている。その例として、西東京市と滋賀県大津市の例を挙げる。

東京都西東京市では、「飼い主のいない猫対策」というものが行われている。西東京市には飼い主のいない猫、すなわち野良猫が多いため苦情が多く、平成23年2月に「飼い主のいない猫を救う会」を設立した。成猫は捕獲し不妊・去勢手術を行い、耳に不妊・去勢手術を行った猫という目印をつけて地域に戻し、子猫は保護をして毎月第1日曜日に譲渡会を開催し引き取り手を探すという取り組みを行っている。この取り組みを行ったことでオス15頭、メス53頭が不妊・去勢手術を行い、そのうち20匹以上の猫が引き取られた。この取り組みにおいては、野良猫を保護し譲渡することで地域からの苦情は少なくなるが、手術費用や施設維持費の確保が課題となる。

滋賀県大津市では飼い主のいない猫対策・地域猫対策が行われている。これは「野良猫が畑や庭を汚す」、「野良猫が出産して子猫の数が増えて困っている」などといった苦情に対して行われた政策で、地域住民が野良猫のえさの管理やトイレの設置を行い、地域が管理する地域猫に不妊・去勢手術を施すという政策だ。この取り組みは、地域住民が自主的に活動することで成り立つが、エサの管理やトイレの設置などの人の負担や、エサやトイレなどの金銭的負担が大きいことが課題となる。

また、このような取り組みは主に自治体が行っているため、自治体だけでは限界がある。一部の自治体でしか行われていない政策もあり、統一性がないため国としての取り組みも考案するべきだと考える。

これらの地域の活動はもちろん、そのほかの自治体の活動でも同様の取り組みが見られる。そのため、現在解決すべき課題は地域猫活動の金銭補助、活動員の増強だと考えられる。その解決方法を以下で考察する。また、活動員の状況は施設と関連するため、第2章で解決方法を考察する。

第2節 ドイツの犬税

地域猫活動の金銭補助にはさまざまな方法があるが、殺処分0を目的とするドイツの「犬税」という政策が有効だと考える。犬税とは、ペットショップや登録犬の飼育者に対して飼育方法と納税を規定し、それに違反するものは罰金を課すというものである。税額は都市ごとに異なるが、犬1頭から年間90～156ユーロ（1.6万～2.8万円）ほどだ。税収は主に公園管理費や犬用ごみ袋の提供、公共清掃に利用されている。

だが、犬税は登録が義務ではないため未登録犬が多く存在する。比較的高額な税額により飼育の責任感を増加させられる一方、税収を収めている飼い主は10%以下で、政策としては機能していないことがわかる。また、税収は主に一般財源に使われるため、動物保護施設には支援が行きづらい。さらに、ドイツの犬猫の飼育数は犬で1050万頭、猫で1590万頭であり、猫の方が飼育数の割合が高い（図3）。猫の飼育率が高い理由に「飼えないならば最初から飼わない」という思想もあるが、「犬税」により年数万納税するため、「飼う覚悟のある人だけが飼う」という状態になっている。

ドイツでは犬税により犬の無責任な飼育を防ぐことはできたが、税収を収める納税者が極端に少ないため、一部のみ機能している状態だ。ドイツの犬税の課題としては、認知度の低さ、高額な税金、納税が義務化されていない、税収用途が公共向けで納税者としてのメリッ

トが少ないなどがあげられる。これらの問題点の改善策を提案することで、日本ではどのように実施すればいいかを考察する。

※個人情報保護、肖像権ならびに著作権保護の観点から 資料を削除しています。

図3 【ドイツのペット数の内訳】

(「THE GERMAN PET MARKET Structure & Sales Data 2024」ZZF、IVH より引用)

これらの課題を解決するために日本では、犬猫をペットショップやブリーダーから譲渡されたときや動物病院で診察を初めて受けるとき、マイクロチップ登録をするときなどにペットの情報を登録して納税を義務化するのが最善だと考える。

犬税を導入し、比較的高額な税負担を課すことで無責任に犬猫を買う飼育者を減少させる効果が見込まれる。無責任飼育が殺処分数の多くを占める野良猫数の増加の原因でもあるため、野良猫数の減少にもつながると考えられる。税額は都市ごとに条例として規定し、その税金を地域の動物保護施設への支援金とする。これによりペットショップやブリーダー、動物病院などと地域の連携が可能となり、悪質ブリーダーや違法ペットショップの規制にも効果的と考えられる。また、税額は年間1匹あたり最大1万円程度と規定し、自治体ごとに変化するものとする。都内における犬の飼育頭数は約52万頭、猫は約105万頭(平成28年度)であり、年間5000円程度でも十分な額になるということがわかる。また、大阪府で犬の飼育頭数は14万頭であり、年間7000円程度でも同様に十分な金額となる。

上述のとおり、飼育する際の税金の徴収は、犬猫の適切な飼育による野良猫の頭数削減や動物保護団体への活動資金補助による保護活動の促進などにつながるため、「犬税」を改正した、犬猫を対象とする「ペット税」を導入すべきだと考える。

「ペット税」の一部を動物保護団体に回すことで地域猫活動の増進ができ、飼育の責任感を感じた飼い主や住民が地域猫活動に積極的になると考えるため、「ペット税」を導入すべきだと考える。

第2章 保健所や保護団体の施設の整備

第1節 現在の保健所や保護団体の現状と改善点

現在日本にはさまざまな保健所や動物保護センターが存在する。地域が運営する施設もあれば、個人経営の施設も存在する。だが、資金難や活動員不足、劣悪な環境での飼育など、様々な問題がある。飼い主が犬猫を飼えなくなると野生に返すか飼育放棄、または保健所や保護センター、知人に譲渡する。それが適切な譲渡ならば問題はないが、野生に返すことや飼育放棄は衛生問題や騒音問題などの環境問題を引き起こす。動物の鳴き声による睡眠障害などの生活にかかわる問題や、動物の糞尿による町の汚染などの様々な問題を起こさないために保健所や保護センター、他人へ譲渡する方法をとるのが適切だ。しかし、保健所や保護センター、他人への譲渡が適切なのか。保健所や保護センターは、適切な環境で飼育している所がすべてではない。中には不適切な環境で飼育し、施設の収容数が満席になったら殺処分するといった悪質な施設もある。このような施設が存在しているのが殺処分数の増加の原因の一つだ。また、劣悪な環境でなくとも資金難や経営難で動物の収容数が限界に達し、これ以上収容できないという場合に、殺処分を行う場合もある。以下はその一例だ。

※¹『2019年4月、茨城県古河市の動物保護施設が劣悪な環境で動物を放置しているという事件があった。3月下旬の施設内に放置された排せつ物が見られた。周囲はすだれなどで目隠しされ、外部から中の様子は見えないものだった。NPO法人の代表理事を務める男性は取材に「今は県の指導の下できちんとしている」と説明し、床を清掃してコンクリートや砂利を敷き詰める作業を進めていた一方、施設の奥まではうかがえなかった。2017年秋ごろに撮影された写真には「足の踏み場もないほど大量の排せつ物が放置され、動物たちは体がやせ細り、糞尿で汚れていた」と、かつて施設で動物の世話を携わった女性が証言した。男性はこの写真を「病気で清掃が行き届かなかった時期のものだ」と認めた。複数の関係者によると、当時は計約120匹を飼育し、避妊や去勢手術をせずに繁殖。排せつ物が施設全体に広がり、糞尿が固まってこびりついた床の上で犬や猫が寝起きや食事をしていたという。少なくとも16年春ごろからはこうした環境で管理されていたとみられる。男性によると、現在保護しているのは犬猫計約60匹。やせた犬もみられたが、「食べ物も十分与え、動物たちは私になっっている」と話す。』

※個人情報保護、肖像権ならびに著作権保護の観点から 資料を削除しています。

図 4 【茨城県古河市の動物保護施設】

※¹ 【日本経済新聞「動物保護施設に県が改善命令 茨城、排泄物放置」（2019 年 4 月 2 日）より引用・一部抜粋】

このように NPO 法人が運営する動物保護施設でも飼育環境に問題がある場合もある。動物保護施設での管理が杜撰だということである。県や自治体が、さらには政府が連携して互いに管理すればこのような劣悪な動物保護施設は存在しない。

現在の動物保護施設等は様々な問題を抱えている。堅実に運営する保護施設もあれば劣悪な保護施設も存在する。健全な保護施設を運営するには、現在の施設が抱えている問題を解決すれば運営できると考える。現在施設が抱えている問題は、施設の収容数の少なさ、活動員の不足、自治体や政府との連携などがあげられ、これらを解決する方法を以下で考察する。

第 2 節 ドイツのティアハイム

ドイツには、ティアハイムというドイツ最大の動物保護団体が存在し、ドイツ国内に 500 か所以上もの施設がある。ドイツ動物保護連盟という民間の動物保護協会がティアハイムを運営しており、獣医から治る見込みがないと判断された場合の安楽死を除き、基本的に殺処分はしてはならないと定められている。ベルリンにあるティアハイム・ベルリンはヨーロッパ最大の動物保護施設であり、サッカーコート約 30 個分の面積だ。動物の保護と譲渡が主な活動であり、犬猫以外のハムスター、鳥、馬、豚など様々な動物を収容している。収容数の増加や高齢、譲渡先が見つからないなどの理由でも殺処分されることは決してない。ただし、人に対して咬傷を与えたなど、凶暴な性格をもつ動物は譲渡の対象にはならない。ドイツは殺処分数が世界的に見ても少なく、取り組みも活発なため、日本との相違点や、有効活用できる点を以下で考察する。

日本との違いの1つは憲法の規定で、動物の保護が国民の義務として規定されている点だ。1800年代後半には動物保護団体がドイツ国内に200か所もあった。2006年に改正された「犬の保護に関する規則」では飼い主が守らなければならない規則が細かく設定され、違反すれば罰金や犬を取り上げられる。

一方、犬を飼うときの手段は日本とは大きな違いはない。日本もドイツもブリーダーや動物保護施設から引きとる場合がほとんどである（図5）。

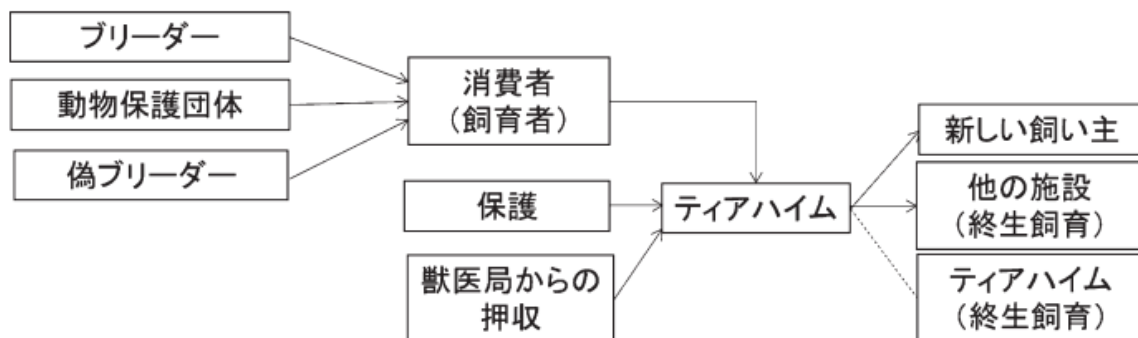


図5 【犬の引き取りの流れ】※²

日本での引き取り価格は、ペットショップやブリーダーから譲り受ける場合、15万～40万ほどとなる。このように、ドイツと日本では譲渡の方法や引き取り価格には大きな違いは見られなかった。

もう1つの異なる点、それは犬猫を引き取る際の手続きに違いがある。日本ではペットショップやブリーダーから譲渡される際、店舗や施設に訪れて実際に見て決め、重要事項の説明と契約をして飼育するという流れである。

だが、ドイツのティアハイムでは少し異なる（図6）。譲渡希望者がティアハイムに訪れ、譲渡対象の動物舎を見学する。各動物の前にはその動物の情報が掲示されており、気になる動物がいたらその動物の情報が書かれたカードを動物の世話を担当している動物飼養士の所へ持っていく、動物飼育士からさらに詳細な情報を得る（図7）。その後、希望した動物と実際に触れ合うことで相性などを確認し、譲渡申込書を提出して希望した動物との適合性を確認するトライアルを設ける。トライアルの内容は1泊2日の体験で家に引き取りたい動物と一緒に過ごし、相性を確認するか、複数回譲渡希望者がティアハイムに通うなどといった場合がある。トライアル終了後、再度ティアハイムに連れてきてトライアルの感想により譲渡するかを決める。



図6 犬の譲渡の流れ

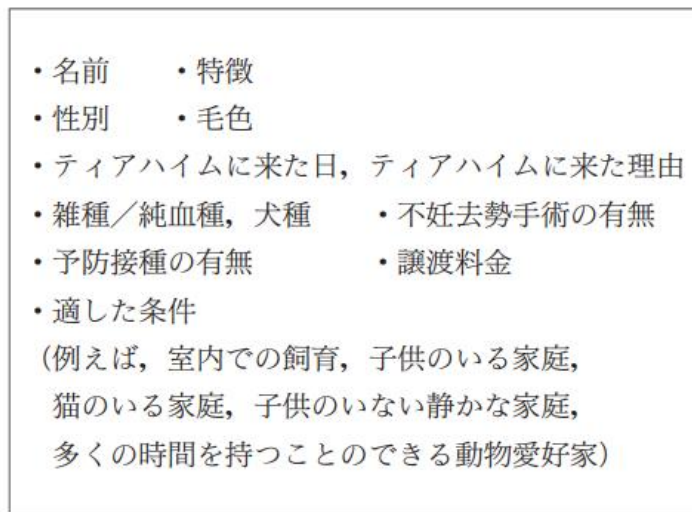


図7 犬の譲渡の掲示情報の例

※² 【図5・6・7・文章の一部 岩倉由貴「犬の譲渡システムーティアハイム・ベルリンを事例としてー」(2014年)より引用】

日本でもトライアルを実施する施設はあるが、ティアハイムでは譲渡希望者にトライアルを毎回行うといった点異なる。また、各個体の前にその動物の情報を掲示するといった点も異なる。日本にはティアハイムのような大規模動物保護団体が存在しないため、日本中の譲渡希望者に対してトライアルを実施できない。現在、トライアルを実施する保護団体は存在するが、ティアハイムのように大規模ではない以上、日本ではすべての譲渡希望者を対象に行うことができない。

そのため、日本でもティアハイムのような大規模な動物保護団体を創設すべきだと考える。大規模な動物保護団体であれば譲渡希望者へ毎回トライアルを実施し相性確認を行えるため、相性の問題によって返還することや放棄することを避けられる。また、全国的に施設を展開し、自治体などと連携して運営することにより劣悪な環境の保護施設をなくせると考える。資金不足により運営が難しい施設も大規模な保護施設が存在することにより活動を託すことができ、その施設の活動員が保護活動に加わると考えられる。

さらに、動物保護団体の順守すべき方針（殺処分を行わないなど）は政府との連携が必要である。第1章第2節で述べた「ペット税」も政府や自治体との連携が必要となるため、大規模な動物保護団体で同時に実施するのが有効だと考える。政府や自治体と連携した大規模な動物保護団体が創設されれば「ペット税」などの政策を有効活用できるため、創設すべき

である。これにより団体の資金不足の解消、収容施設や活動員の増加、政府と自治体との連携も強化されるため、ティアハイムのような大規模動物保護団体を創設すべきだと考える。

第3節 ファシリティドッグ

ファシリティドッグとは、医療施設や特別支援学級などの教育機関、裁判所などで活動するために専門的に育成された犬のことである。主に医療機関で活動するファシリティドッグは、病院での生活の活動補助と応援や、リハビリテーションの応援、家族などのケアなど、様々な場面で活躍している。教育機関や裁判所でも同様に活動しているため、ファシリティドッグは人間の心の支えとなる存在になる。

動物保護団体では多くの動物が保護されているが、施設の収容数に限界があるため、頭数削減のために殺処分する場合がある。それを防ぐために、保護や引き取った動物を新たな飼い主のもとへ譲渡するという方法が取られる。この譲渡数が少ないと施設の収容数が定員に達してしまうため、動物保護団体は譲渡活動に積極的に取り組んでいる。

その譲渡活動を促進するために、ファシリティドッグを導入することを提案する。第2章第2節で提案した大規模な動物保護団体でファシリティドッグを採用することが最も効率的だと考えられる。ファシリティドッグは医療機関や教育機関、裁判所などで主に活動する犬の名称であり、劣悪な環境で飼育されるリスクを減らせられると考えられる。また、猫も犬と同様に人間の心を癒してくれる存在だ。2023年の日本の犬猫の飼育数は犬で約6,800頭、猫は約9,000頭だ。このように、犬よりも猫と暮らしたいと考える人が多いと分かる。犬だけでなく猫でもファシリティドッグのように活動できると考えるため、保護された引き取り手のいない犬猫を救うことができると考えられる。何より子供から大人、老人まで様々な人とかかわるため、ファシリティドッグと触れ合うことで動物愛護について知ってもらえる機会が増える。さらに、ファシリティドッグによって動物保護団体に訪れて動物を引き取ってくれる可能性もある。

動物愛護とファシリティドッグについて知ってもらうことでファシリティドッグと動物愛護の認知度を上げられるため大規模な動物保護団体でファシリティドッグを行うことを提案する。

第4節 ペット保険

第1章第2節で「ペット税」を導入すべきだと提案したが、それだけでなく「ペット保険」の認知度も上げるべきだと考える。「ペット保険」とは、年間一定の額を払えばペットが病気や怪我などの際に支援を受けられるというものである。ペットの品種や種類、年齢による保証内容などは様々だが、障害を持つペットや病気のペットなどにとって有効な政策である。「ペット保険」に加入していれば、ペットが病気に罹患し、怪我を負った時などに金銭的な心配が少ない状態で動物病院に診察を受けに行けることができ、避妊・去勢手術を受けやすくなると考えられる。日本でも実施されている政策で、※³「日本ペット少額短期保険」では、猫0～4歳の手術専用プランの場合、月額140円で保証を受けることができる。歯科治療や癌、泌尿器疾患なども補償の対象となる。ただし、認知度が低く加入数が少ない、健康なペットに対してはあまり有効ではないというデメリットもある。「障害や病気などを持っているから自分では飼えない」という意識が働いて、なかなか障害や病気のペットは受け入れてもらえない。安楽死を除いた動物の殺処分の内訳には、そういった犬猫も少なくない。障害の種類や保険会社のプランによって加入の有無は変わるが、「障害や病気のペットだから引き取りたくない」などといった思想は減るはずだと考える。実際、「外耳炎が多い猫種でも保険に加入することで安心できた」という声もある。保険会社のプランをよく確認し、問い合わせたりすればペットの障害保険も適応される。

したがって、障害や病気を持つ犬猫でも飼えるという意識を持たせるため、「ペット保険」という制度の認知度を上げるのが殺処分数を減らす要因にもなるのではないかと考える。また、大規模な動物保護団体で「ペット税」と同様に連携するのが有効だと考える。動物を引き取る際、マイクロチップ登録の際などに説明すれば認知度を上げることができると考える。

※³日本ペット少額短期保険「いぬとねこの保険」より引用

第3章 ※⁴悪質ブリーダーの規制

第1節 ドイツの規制状況

ドイツでは法律によりブリーダーは州当局に登録することが義務付けられている。資格は不要だが、法律を遵守し、専門知識を身に付け、州の許可を得ることが条件となっている。3頭以上の雌犬を所有し、また年間3胎を超えて繁殖している場合は商業目的のブリーダーとして登録される。登録には動物種、責任者の情報、施設や施設の情報が求められる。危険種

の飼育には飼育免許の取得が必要である。また、ドイツには母犬の繁殖開始年齢と終了年齢、生涯出産回数に制限はないが、原則として小型犬種は 15 カ月齢、体高 45cm 以上の大型犬種は 18 カ月齢、と定められている。1 回の出産で 8 頭以上出産した場合を除いて、2 年間に 3 回まで出産可能である。

このようにドイツはブリーダー規制に関する法的整備、犬の繁殖回数などの内容が詳しく規定されている。これらを順守しなければ、罰則として 25,000 ユーロ（295 万円程）が課される。また、動物福祉基準の遵守状況確認のため自治体ごとに異なるが 1 年で 1 回以上は検査が入る。ドイツは専門的な資格や法規制が厳しいといった特徴がある。ティアハイムでは殺処分ゼロや動物の収容数が多いためブリーダー規制は効果的であるが、大規模な動物保護団体ゆえに小規模ブリーダーの違法な販売に対策がしづらいという点があるため、日本で有効な方法を以下で考察する。

第 2 節 現在の規制状況と問題点

日本ではブリーダーやペットショップは「第 1 種動物取扱業者」となる。動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示、譲受飼養などを営利目的で行う場合は登録の対象となる。また、動物の所有や飼養施設がない場合も対象となる。さらに、犬猫の販売や繁殖を行うものについては「犬猫等販売業者」として犬猫等健康安全計画の策定とその遵守、獣医師との連携の確保などの義務が課せられる。販売時の対面説明や帳簿の作成と所有状況の報告義務もあり、基準を順守するなどといった多くのことが規定されている。立ち入り検査は各都道府県の動物愛護担当者が行い、基準を満たしていなければ改善の命令を行う。悪質な業者には登録の取り消しや業務停止命令が下される。例えば無登録営業をした場合、改善命令や業務停止命令に従わなかった場合は 100 万円以下の罰金を科され、また登録内容変更の届け出の未提出や虚偽報告には 30 万円以下の罰金を科される。

ドイツと比べると罰金の額が非常に少ないが、登録の規定は多い一方、登録手順は簡単だ。ドイツはブリーダーを専門職として位置づけ、規制を厳しくしている一方、日本は「動物取扱責任者」の選任と「第 1 種動物取扱業者」の登録は義務だが、ドイツほど厳格な登録手順ではない。ドイツは法律の遵守や専門的知識が必要となり、さらに州からの許可が必要となる。日本は施設の所在地を管轄する自治体が施設検査をし、基準を満たせば登録完了となる。登録後にも義務はあるが更新は 5 年ごととなるため、比較的登録が簡単だ。そのため悪質ブリーダーが存在しやすいと考えられる。

悪質ブリーダーをなくすためには、「第1種動物取扱業者」の登録手順を強化し、ドイツのように専門知識を有することを条件とする登録義務を以下で2つ提案する。また、ドイツだけでは判断材料に欠けるため、他2か国を提案内容の参考にする。イギリスはドイツと同じヨーロッパに位置し、動物殺処分率は1割以下であり、殺処分数は比較的少ない国である。オーストラリアはイギリス、ドイツと違い南半球に位置する、人口の違いなど相違点が多く、殺処分ゼロを目標としているため、別観点からの参考として導入する。

① 規制の強化

無登録営業、改善命令や業務停止命令に従わなかった場合の罰金を大幅に引き上げる。また、登録内容変更の届け出の提出や虚偽報告も同様に大幅に引き上げる。ドイツは25,000ユーロ（295万円）、イギリスは5,000ポンド（95万円）、オーストラリアは組織の場合最大55万豪ドル（5,500万円）となる。日本は最大100万円なため、300万円程度を最大金額と定めるものとする。現在の第1種動物取扱業者への飼育状況検査は、義務的な検査の頻度は定められていない。各自治体の判断や業務状況、規模や経歴によって異なるため、定期的な検査を行うものとする。ドイツは年に1回以上、イギリスは評価ごとに異なり、半年～3年に1回予告なしで行われ、オーストラリアは各州に異なり一般的に2年に1回、一部の州では毎年ごととなっているため、各国で頻度は異なる。

殺処分をゼロにするため、規制は厳しい方がいいと考えるため、第1種動物取扱業者の飼育状況検査は自治体ごとに異なるが、基準は1年に1回検査を実施するものとする。

② 登録の基準

現在の登録方法は比較的簡単のため、登録水準を引き上げる。ドイツでは法律の遵守や専門知識の証明、州の許可が必要であり、イギリスは動物福祉基準と飼育基準を満たすことを証明する「ブリーダーライセンス」の取得、施設や専門知識に経験など様々なことが必要となる。オーストラリアは州への登録、BIN（広告や販売の際に使用する識別番号）の取得、法律や規制の遵守が必要だ。

日本も同様に、動物愛護管理法の遵守、施設運営や専門知識の証明、自治体の許可証取得などを第1種動物取扱業者の登録水準とする。このように、第1種動物取扱業者の規制を厳しくすること、登録水準の引き上げによって悪質ブリーダーやペットショップを取り締まることができる考える。

※⁴【磯村れん・杉浦勝明「諸外国における犬のブリーダー規制状況」・環境省 HP「動物の愛護と適切な管理 第1種動物取扱業者の規制」より一部引用】

結論

第1節 まとめ

「ペット税」の導入

犬猫をペットショップやブリーダーから譲渡されたときや、動物病院で診察を初めて受けるとき、マイクロチップ登録をするときなどに「ペット税」の納税を義務化する。税額は都市ごとに条例として規定し、その地域の動物保護施設に支援する。また、税額は年間1匹あたり最大1万円程度と規定する。

「ペット税」の徴収は、犬猫の適切な飼育による野良猫の頭数削減や動物保護団体への活動資金補助による保護活動の促進などにつながるため、「犬税」を改正した、犬猫を対象とする「ペット税」を導入するべきだ。

大規模な動物保護団体の創設

ドイツのティアハイムのような大規模な動物保護団体で、譲渡希望者へ毎回トライアルを実施し、動物との相性確認を行い、相性の問題によって返還することや放棄することを避ける。また、全国的に施設を展開し、自治体などと連携して運営することにより劣悪な環境の保護施設をなくし、資金不足により運営が難しい施設も大規模な保護施設が存在することにより活動を託すことができ、その施設の活動員が保護活動に加わる。

ティアハイムのような大規模な動物保護団体が創設されることにより、団体の資金不足の解消、収容施設や活動員の増加、政府と自治体との連携による「ペット税」の有効活用ができるため、創設すべきだと考える。

ファシリティドッグの採用

譲渡活動を促進するために、ファシリティドッグを導入することを提案する。大規模な動物保護団体でファシリティドッグを採用することで、犬が劣悪な環境で飼育されるリスクを減らせられる。また、犬だけでなく猫でもファシリティドッグのように活動し、保護された引き取り手のいない犬猫を救う。子供から大人、老人まで様々な人とかかわるため、ファシリティドッグと触れ合うことで動物愛護について知ってもらえる機会が増え、動物保護団体に訪れて動物を引き取ってくれる人が現れるかもしれない。動物愛護やファシリティドッグについての認知度を上げられるため大規模な動物保護団体でファシリティドッグを行うことを提案する。

「ペット保険」の普及

「ペット保険」は保険会社にお金を払えば犬猫が病気に罹患し、怪我を負った時などに金銭的負担が少ない状態で動物病院を受診できるという制度である。ただし、認知度が低く加入数が少ない、健康なペットに対してはあまり有効ではないというデメリットもある。しかし、障害や病気のペットだからと言って飼育放棄をする飼い主も存在し、なかなか障害や病気のペットは受け入れてもらえない。安楽死を除いた動物の殺処分の内訳にはそういった犬猫も少なくない。

障害や病気を持つ犬猫でも飼えるという意識を持たせるため、「ペット保険」という制度の認知度を上げるべきである。また、大規模な動物保護団体で「ペット税」と同様に連携し、動物を引き取る際、マイクロチップ登録の際などに説明すれば認知度を上げることができると思う。

ブリーダーの規制強化

ブリーダーが無登録営業、改善命令や業務停止命令に従わなかった場合、また登録内容変更の届け出の提出や虚偽報告の場合も罰金を大幅に引き上げる。現在の日本の罰金は最大100万円なため、ドイツ、イギリス、オーストラリアと比較した結果300万円を最大金額と定める。現在の第1種動物取扱業者への飼育状況検査は義務的な検査の頻度は定められていないことが悪質ブリーダーの発生の原因でもあるため、定期的な検査を行うものとする。第1種動物取扱業者の飼育状況検査は自治体ごとに異なるが、基準は1年に1回検査を実施するものとする。また、現在のブリーダーの登録方法は比較的簡単なため、登録水準を引き上げる。動物愛護管理法の遵守、施設運営や専門知識の証明、自治体の許可証取得などを第1種動物取扱業者の登録水準とする。第1種動物取扱業者の規制を厳しくすることや登録水準の引き上げによって悪質ブリーダーやペットショップを取り締まることができると思う。

第2節 今後の課題

第1節から、日本の犬猫の殺処分数を減らすことができると考えられる方法を提案したが、参考にした内容はどれも犬を対象としたものばかりだ。日本だけでなくドイツなどの海外でも基本的に犬を中心とした政策が多い。

その理由は、「猫より犬のほうが社会と密接な関係にある」からである。犬は基本的に外飼いであり、散歩などの定期的な運動も必要なため、外に触れることが多い。猫は屋内飼いで

運動も室内で完結するため、基本的に外には触れない生活を送る。犬は猫より社会と密接な関係にあるため、多くの人との関りを持つといえる。そのため、犬が他人に危害を加えると、それは社会的な問題になってしまう。これらが、猫よりも犬の方針が多い理由だ。日本でも海外でも、犬の政策が多いため、犬の殺処分数は猫に比べて少ない国が多く、私たちは犬の殺処分は少なく猫の殺処分は多いと感じるのだ。したがって、猫に関する政策を実施すべきである。犬に関する政策で犬の殺処分数は比較的少ないため、猫も同様に実施すれば殺処分数が減少すると考えられる。

だが、「現在の犬猫の殺処分数が減少傾向にあるため、いつかは殺処分数が0になるのではないか」というわけにもいかない（図8）。

過去10年間の返還・譲渡・致死処分数(平成27年度～令和6年度)

単位:頭

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
返還	犬	236	207	191	120	116	70	78	81	55	43
	猫	18	21	24	22	20	11	15	19	10	11
	その他 ^{*1}	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	小計	255	228	215	142	136	81	93	100	66	54
譲渡	犬	234	229	217	118	139	105	44	56	40	53
	猫	482	320	287	200	209	217	221	239	204	250
	その他 ^{*1}	2	1	2	1	3	0	0	0	2	0
	小計	718	550	506	319	351	322	265	295	246	303
致死処分	犬	24	11	19	15	16	9	8	25	5	7
	猫	792	586	469	342	292	241	212	173	199	141
	その他 ^{*1}	0	0	4	0	0	1	1	2	1	3
	小計	816	597	492	357	308	251	221	200	205	151
合計 ^{*2}		1,789	1,375	1,213	818	795	654	579	595	517	508

*1 その他:いえずぎ、にわとり、あひる

*2 総取扱数と返還・譲渡・致死処分頭数の合計は、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越し頭数があるため合致しない。

図8 東京都の犬猫の返還、譲渡、致死処分（殺処分）数

【東京都保健医療局「東京都統計 過去10年間の返還・譲渡・致死処分数（平成27年度～令和6年度）」より引用】

人間が犬猫をペットとして扱う以上、犬猫の殺処分はなくなる。ドイツは殺処分0の国として知られているが、それはドイツ動物保護連盟「ティアハイム」により基本的に殺処

分はしないものと定められ、ドイツ国民一人一人が動物に対する責任を心がけているからこそ成り立っているのである。

一方、病気や大けがで苦しむ動物については、動物福祉の観点から安楽死にするべきだとみなされ、犬猫に対する安楽死が行われている。また、安楽死は獣医師によって判断され、痛みのない方法にのみ限られている。殺処分と安楽死は目的が違うが、それでも「犬猫を殺す」ということには変わらない。「犬猫が殺されるのを完全になくす」ことはできないのである。「殺処分」は人間の都合で動物を殺すが、「安楽死」は動物のことを考えたうえ、飼い主に了承を得てからなされる。私の祖父と祖母は、飼っていた犬や猫が病気で先が長くないと知ると、「苦しませたくない」という理由で安楽死を望んだ。祖父も祖母も飼い犬や飼い猫が苦しむのを見たくなかった。「安楽死」は動物にとっても飼い主にとっても救いである一面を持っている。「殺処分」は人間の都合でなされるため、私は「日本の犬猫の殺処分数を0にする」を解決する方法を考察した。

日本でもドイツと同様に殺処分数0を達成するには、国民の理解や1人1人の心構えを変える必要がある。ドイツは「犬猫は所有物ではなく家族」、「権利を持つ存在」である一方、日本は「所有物」に近い感覚が存在する。ドイツでは国民性と政策、団体の活動がうまく咬み合わさって成り立っている。日本とドイツはルールや秩序を重んじる国民性のため、犬猫に対する心構えを変えればドイツ同様に殺処分数を0にできるはずである。国がいくら有効な政策を施行しても、国民の関心と行動力がなければ成立しない。国民一人一人が犬猫に対する心構えをもち、責任と行動を伴うことで初めて達成するのである。そのため、犬だけでなく猫も中心とした政策を充実させ、国民1人1人が犬猫に対する責任感を持てるようにするのが今後の課題となる。

参考資料一覧

エリザベス＝オリバー『日本の犬猫は幸せか～動物保護施設アークの25年～』（集英社、2015年）

岩倉由貴「犬の譲渡システム ―― ティアハイム・ベルリンを事例として ――」（札幌大学経済・経営学科『経済と経営』、2014年）

浦川道太郎「ドイツにおける動物保護法の生成と展開 一付・ドイツ動物保護法（翻訳）一」（早稲田大学法学会『早稲田法学』、2003年）

遠藤真弘「諸外国における殺処分をめぐる状況」（国立国会図書館、2014年）

佐藤 匡「動物殺処分根絶に向けての地域における取り組みー動物行政の現状と自治体の取り組みについてー」（鳥取大学地域学部『地域学論集』、2015 年）

土田あさみ・秋田真菜美・増田宏司・大石孝雄「行政による地域猫活動の支援状況 およびその効果について」（東京農業大学『東京農業大学農学集報』、2012 年）

吉本実冬「日本におけるファシリティドッグの普及のために」（白梅学園清修中高一貫部、2025 年）

箕輪さくら「野良猫問題に対する行政の関与」（地方自治総合研究所『自治総研』、2020 年）

磯村れん・杉浦勝明「諸外国における犬のブリーダー規制状況」（東京大学大学院農学生命科学研究科、2017 年）

ZZF・IVH「THE GERMAN PET MARKET Structure & Sales Data 2024」

<https://www.zzf.de/fileadmin/ZZF/Dokumente/Heimtiermarkt/The_German_Pet_Market_2024.pdf?utm_source=chatgpt.com>（2026 年 1 月 8 日閲覧）

TIERHEIM BERLIN「TIERSCHUTZ VEREIN FÜR BERLIN」

<<https://tierschutz-berlin.de/tierschutzverein/historie/>>（2025 年 12 月 23 日閲覧）

日本ペット少額短期保険「いぬとねこの保険」<<https://www.nihonpet.co.jp/>>（2026 年 1 月 8 日閲覧）

広島県動物愛護センター「犬猫の保護・引取等の現状（2026/1/17）」

<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/apc/hogohikitoritounogenjou.html>>（2026 年 1 月 5 日閲覧）

法政大学「犬保有税導入の可能性 ～ドイツの犬保有税から～」<https://hirata-seminar.ws.hosei.ac.jp/seminar2012_3.pdf>（2026 年 1 月 3 日閲覧）

独立行政法人農畜産業振興機構「英国政府、アニマルウェルフェアに関する罰則を強化」

<https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_003675.html>

公益社団法人アニマル・ドネーション「国別データ比較」

<<https://www.animaldonation.org/anidone/wp-content/uploads/2017/01/80e84316e68a2a1c2ce4063ee13d9ddd.pdf>>（2026 年 1 月 8 日閲覧）

熊本県動物愛護ホームページ「熊本県の動物愛護について」

<<https://www.kumamoto-doubutuaigo.jp/about/doubutsuaigonitsuite.html>>（2026 年 1

月 5 日閲覧)

NPO 法人「シャイン・オン・キッズ！ ホスピタル・ファシリティドッグ®プログラム」

<<https://sokids.org/ja/what-we-do/hospital-facility-dogs/>> (2026 年 1 月 8 日閲覧)

AWGs「世界はこんなに違う 動物の法律」<<https://www.animaldonation.org/awgs/law/>>
(2025 年 9 月 23 日閲覧)

一般社団法人ペットフード協会「総飼育頭数（拡大推計）」

<<https://petfood.or.jp/pdf/data/2024/3.pdf>> (2026 年 2 月 13 日閲覧)

Peace Wanko Japan「ドイツでは犬の殺処分をしない？日本との対応の違いについて紹介」

<<https://wanko.peace-winds.org/journal/9208>> (2025 年 10 月 15 日閲覧)

東京都保健医療局「東京都統計 過去 10 年間の返還・譲渡・致死処分数（平成 27 年度～令和 6 年度）」<<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/hokeniryo/2025-10-21-145852-968>> (2026 年 1 月 2 日閲覧)

日本経済新聞「動物保護施設に県が改善命令 茨城、排せつ物放置」(2019/4/2)

<<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ043216870S9A400C1CR0000/>> (2025 年 10 月 19 日
閲覧)

環境省 HP「動物の愛護と適切な管理 犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況」<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html>

(2025 年 9 月 29 日閲覧)

環境省 HP「動物の愛護と適切な管理 第 1 種動物取扱業者の規制」

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html> (2026 年 1 月 2 日
閲覧)

環境省 HP「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/project/practice_take.html> (2025 年 12
月 7 日閲覧)

公益財団法人日本補助犬協会「ファシリティドッグとは？」

<<https://www.hojyoken.or.jp/campaign/facilitydog>> (2026 年 1 月 8 日閲覧)

東京都保健医療局「平成 29 年度第 4 回インターネット都政モニター「東京都におけるペットの飼育」調査結果 (2026 年 1 月 5 日閲覧)」

<<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/hokeniryo/30-1sankou8>>

千葉市保健福祉医療局衛生部生活衛生課動物保護指導センター「猫に関する問題 猫について

て理解を深めましょう」

<<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seikatsueisei/dobutsuhogo/documents/syuusei.pdf>> (2026 年 1 月 5 日閲覧)

PEACE NYANKO JAPAN「猫の殺処分数はどれくらい？現状と殺処分を減らすための方法を解説」<<https://nyanko.peace-winds.org/journal/417/>> (2025 年 10 月 17 日閲覧)